

## 資産の申告書

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、貴機構の給付奨学金を申し込むに当たり、私及び私の生計を維持する者（家計支持者）の資産（預貯金等）について、その合計額が貴機構の定める基準額以下であることを、下記のとおり申告します。

（黒のペンまたはボールペンで記入してください。）

平成 年 月 日

学校名		年	組	番	
受付番号	100 -101- 107	本人氏名	印		

※受付番号欄には、インターネットによる申込入力終了後に表示される番号を記入してください。

### 記

#### 【資産の合計額】

記入対象	氏名	預貯金	有価証券	その他	合計	資産なし
家計支持者 ①		万円	万円	万円	万円	<input type="checkbox"/>
家計支持者 ②		万円	万円	万円	万円	<input type="checkbox"/>
本人 (申込者)		万円	万円	万円	万円	<input type="checkbox"/>
合 計					万円	

#### 【記入・提出時の注意事項】

- ① 資産の合計額には、預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券、その他（投資信託、現金、貴金属、負債等）の金額について、一万円未満を切り捨てて記入してください。
- ② 有価証券とは、株式、国債、社債、地方債等を指します。
- ③ 貴金属とは、投資用資産として保有する金・銀等を指し、宝石（指輪等）は含みません。
- ④ 借入金やローンなどの負債についてはマイナス計上し、プラスの資産と相殺できません。
- ⑤ 資産の合計額に記入した金額が確認できる証明書類（預貯金通帳のコピー等）を本申告書とあわせて提出してください。現金については、申告のみで証明書類提出は不要です。
- ⑥ 預貯金等の資産がない場合は、「資産なし」にチェック（）を記入してください。
- ⑦ 本申告書および証明書類は、封筒に封入し、封をとじた状態で学校へ提出してください。
- ⑧ 給付奨学生として採用された後に、申告内容の虚偽が判明したときは、支給された給付奨学金の全部を一括で返金することが必要となります。

# 証明書類の例

## (例1)通帳のコピー

**表紙**

①口座の名義

口座番号  
-----  
ショウガク スグル 様

普通預金口座

店番号

〇〇〇〇銀行

または

**裏表紙**

普通預金

おなまえ  
ショウガク スグル 様

店番号 口座番号 [マスキング]

〇〇〇〇銀行

支店

TEL: ( )

+

**振込・払込ページ**

普通預金 00

年月日	お支払金額	お預り金額	差引残高	概要
1				
2				
3	30-03-30	50,000	3,000,000	カード*

①口座の残高

②不要な情報は黒ぬり等(マスキング)していただいて結構です。

## (例2)インターネットの口座情報画面を印刷

〇〇〇〇銀行

①口座の名義

ショウガク スグル 様

**口座情報**

店名	支店
取引種類	普通
口座番号	[マスキング]
現在残高	3,000,000円
お引出可能残高	3,000,000円

①口座の残高

②

**入出金明細照会**

取引年月日	預入金額	支払金額	預入/支払内容	現在残高
30-01-07				
30-02-10				
30-03-30		50,000円	ネット □□□	3,000,000円

### 【証明書類を用意するときの注意事項】

① 口座の名義と残高が分かる面のコピー(印刷)が必要です。

② 口座番号等は黒ぬり等(マスキング)していただいて結構です。

②不要な情報は黒ぬり等(マスキング)していただいて結構です。

# 資産の申告書の提出について

**資産の申告書の提出が必要な人** ※生活保護受給世帯は申告の必要はありません。

住民税非課税世帯または社会的養護を必要とする人で、スカラネットによる申込みが完了（※）している人  
 ※ 資産の申告書にはスカラネットによる申込みの後に表示される「受付番号」の記入が必要です  
 申込者本人と家計支持者（2人いる場合は2人とも）の**全員**分について申告が必要です。

## 資産と証明書類

申告が必要な資産とその証明書類の例は次のとおりです。  
 （スカラネットによる申込み時点の資産を申告します）

スカラネット入力準備用紙「7資産要件」の申込者本人と家計支持者（原則父母）の資産の合計額に関する設問（画面H-6）は、下表の資産を確認して入力してください。（資産要件の基準額は裏面を参照）

資産	資産の内容	証明書の例
預貯金	普通預金、定期預金等	通帳、残高証明書のコピー（※1）
有価証券	株式、国債、社債、地方債等	証書、残高証明書のコピー（※1）
投資信託	—	残高証明書のコピー等（※1）
現金	金融機関に預け入れしていない現金の蓄え（いわゆるタンス預金）	不要（申告のみ）
貴金属等	投資用資産として保有する金・銀等（延べ棒）※宝石（指輪等）は含みません。	残高証明書のコピー（※1） ※裏面のQ&A参照
負債（※2）	ローン、借入金等	借用書、借入金残高証明書のコピー等

※1 口座の名義と残高が分かる面のコピーが必要です（インターネットの口座情報画面を印刷したものでも可）。  
 （「資産の申告書」裏面参照）

※2 負債がある場合には、負債分金額を相殺した（差し引いた）金額を申告できます。

## 「資産の申告書」の提出方法

1 「資産の申告書」を作成します。

申込者本人、家計支持者（2人いる場合は2人とも）の**全員**について、申告が必要な資産を確認し、その合計額を「資産の申告書」に記入します。※裏面の「資産の申告書の記入例」参照

2 資産の証明書類を用意します。

①で記入した資産の金額が確認できる証明書類を、申込者本人、家計支持者（2人いる場合は2人とも）の**全員**分用意します（資産がない場合を除く）。※上表及び裏面のQ&A参照

3 ①と②の書類を封筒に入れて、学校に提出します。

「資産の申告書」と②で用意した証明書類を封筒に入れて、**封をしてから**（テープ・のり等でとして）、学校へ提出します。

封筒の表面に、「学校名」「学年・組・番号」「氏名」「受付番号」を記入します。

また、封筒の表面には、朱書きで「資産の申告書在中」と記入します。

※ 学校の先生に提出書類を確認いただく必要はありません。提出書類の内容は日本学生支援機構が確認します。

※ 封筒の大きさは自由ですが、学校の指示がある場合はその指示に従ってください。

○書類の不足があった場合は、後日学校を通じて、追加の書類提出をお願いすることがあります。

○提出いただいた書類は、採用の可否に関わらず、返却しませんのでご留意ください。

○申告した資産の金額が基準額を超えた場合や第一種奨学金の家計基準を満たさない場合は、学校から推薦されても給付奨学生候補者として採用されません。

○給付奨学生として採用された後に、申告内容の虚偽が判明したときは、支給された給付奨学金の全部を一括で返金いただく場合があります。

「資産の申告書」の記入例 ※黒のペンまたはボールペンで記入します。

金額は一万円未満を切り捨てて記入		普通預金、定期預金等	投資信託、現金、貴金属、負債等		資産がない場合は、「資産なし」に✓	
記入対象	氏名	↓ 預貯金	有価証券	↓ その他	合計	資産なし
家計支持者 ①	奨学 優	300 万円	0 万円	100 万円	400 万円	<input type="checkbox"/>
家計支持者 ②	奨学 和美	50 万円	0 万円	30 万円	80 万円	<input type="checkbox"/>
本人 (申込者)	奨学 まなぶ					<input checked="" type="checkbox"/> ←
合 計					480	

※負債（ローン、借入金等）がある場合  
預貯金、有価証券、投資信託、現金、貴金属の合計額が基準額を超える場合は、負債分の金額を差し引くことができます。

資産要件の基準額（家計支持者と本人の合計額で判定）  
家計支持者が2人：2,000万円以下  
家計支持者が1人：1,250万円以下  
（社会的養護を必要とする人は本人が1,250万円以下）

## 資産の申告書の提出に関するQ&A

Q 申込者本人はまだ学生のため、自分の通帳がありません。

A 預貯金もその他資産もない場合は、申告書の「資産なし」にチェックをし、証明書類は不要です。

Q 貴金属等を現物資産として保有しているため、正確な額がわかりません。

A 現在の価値について詳細に確認する必要はありませんので、おおよその金額を積算していただいで構いません。また、その場合の証明書類は不要です。  
なお、金融機関の取引口座で管理している場合は、残高証明書のコピー等を提出してください。

Q 口座が複数ある場合、提出するのは1つでいいですか。

A 預貯金口座が複数ある場合は、それぞれの口座の名義と残高が分かる通帳のコピー等を証明書類として提出してください。

Q 教育資金の一括贈与を受けている場合、資産として申告が必要ですか。

A 一括贈与金の残高も、資産として申告のうえ、証明書類の提出が必要です。一括贈与金を普通預金等に預け入れている場合は、その口座の名義と残高が分かる通帳のコピー等を証明書類として提出してください。

Q 教育資金の一括贈与とは何ですか。

A 高齢者世代の保有する資産の若い世代への移転を促進することにより、子供の教育資金の早期確保を進めることなどを目的としたもので、祖父母や父母などの直系尊属（贈与者）が30歳未満の子・孫（受贈者）名義の金融機関口座等に教育資金を一括して拠出した場合、その資金について、子・孫ごとに1,500万円までを非課税とする制度です。